

資料 総 4

全 員 協 議 会 資 料
令和 5 年 (2023) 3 月 24 日
総 務 部 人 権 同 和 政 策 課

出雲市人権施策推進基本方針（第三次改定）について

令和 4 年 12 月議会において報告しました出雲市人権施策推進基本方針（第三次改定）（案）について、その後、パブリックコメントを実施しましたので、下記のとおり報告します。

なお、本案については、一部変更を行い、出雲市人権施策推進基本方針（第三次改定）として決定いたしました。

記

1 パブリックコメントについて

(1) 期間

令和 4 年 12 月 22 日（木）から令和 5 年 1 月 23 日（月）までの 33 日間

(2) 意見提出方法

郵便・FAX・電子メール・窓口（人権同和政策課、各行政センター）への持参のいずれかの方法

(3) 実施結果

提出者数・意見数 なし

2 変更箇所

変更内容（一部追加）	変更理由
29 ページ目「多様な性に関する人権（性的指向・性自認）（1）現状と課題」に、以下の文言を追加。 『島根県では、性的指向や性自認の多様性が尊重される環境を整備するため、県内市町村と連携して「島根県パートナーシップ宣誓制度」の導入を検討するなど新たな動きも見られます。この動きを注視しながら、市としても積極的に協力していく必要があります。』	島根県パートナーシップ宣誓制度の推進について、本市も協力していくため。